

山武市告示第150号

本市の区域内の字の名称を別紙のとおり変更する旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により告示する。

平成18年3月27日

山武市長職務執行者 大 高 和 郎

別紙

変更前の大字の名称	変更後の大字の名称
湯坂 (旧山武郡成東町湯坂を除く。)	西湯坂
イ	蓮沼イ
ニ	蓮沼ニ
ハ	蓮沼ハ
平	蓮沼平
ホ	蓮沼ホ
ロ	蓮沼ロ
祝田	松尾町祝田
大堤	松尾町大堤
小川	松尾町小川
折戸	松尾町折戸
借毛本郷	松尾町借毛本郷
蕪木	松尾町蕪木
上大蔵	松尾町上大蔵
金尾	松尾町金尾
木刀	松尾町木刀
五反田	松尾町五反田
古和	松尾町古和
猿尾	松尾町猿尾
下大蔵	松尾町下大蔵
下野	松尾町下野
下之郷	松尾町下之郷
高富	松尾町高富
武野里	松尾町武野里
田越	松尾町田越
八田	松尾町八田
引越	松尾町引越
広根	松尾町広根
富士見台	松尾町富士見台
松尾	松尾町松尾
水深	松尾町水深
本柏	松尾町本柏
本水深	松尾町本水深
谷津	松尾町谷津
山室	松尾町山室